

平成 31 年第 1 回
利根町議会定例会会議録 第 2 号

平成 31 年 3 月 4 日 午前 10 時開議

1. 出席議員

1 番	大 越 勇 一 君	7 番	高 橋 一 男 君
2 番	新 井 滄 吉 君	8 番	今 井 利 和 君
3 番	石 山 肖 子 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	花 嶋 美清雄 君	10 番	若 泉 昌 寿 君
5 番	新 井 邦 弘 君	11 番	石 井 公一郎 君
6 番	坂 本 啓 次 君	12 番	船 川 京 子 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木 喜 章 君
教 育	長	杉 山 英 彦 君
総 務 課	長	清 水 一 男 君
企 画 課	長	飯 塚 良 一 君
財 政 課	長	武 藤 武 治 君
税 務 課	長	赤尾津 政 男 君
住 民 課	長	金 子 三千雄 君
福 祉 課	長	大 塚 達 治 君
子 育 て 支 援 課	長	岡 野 成 子 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩 谷 美 弥 子 君
環 境 対 策 課	長	大 津 善 男 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		川 上 叔 春 君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大 越 直 樹 君
都 市 建 設 課	長	石 川 篤 君
会 計 課	長	佐 藤 宏 君
学 校 教 育 課	長	大 越 克 典 君
生 涯 学 習 課	長	野 田 文 雄 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成31年3月4日（月曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（船川京子君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者，6番坂本啓次議員。

〔6番坂本啓次君登壇〕

○6番（坂本啓次君） おはようございます。傍聴の席で、本当に雨の中お疲れさまでございます。それでは1番通告，6番の坂本啓次でございます。じゃあ，一般質問やらせていただきます。

私は，質問内容は1，2と大きな点と，あと，1の中で西部地区基盤整備の中の事業についての内容についてお伺いします。

一つ，取手東線の羽中から中田切までのバイパス予定地の進捗状況についてお伺いします。

残りは自席で行いますので，よろしくお願いします。

○議長（船川京子君） 坂本啓次議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。それでは、坂本議員の質問にお答えをいたします。

取手東線バイパスの羽中から中田切までのバイパス予定地の進捗状況についてとのご質問ですが、坂本議員ご承知のとおり、このバイパス整備事業は茨城県において、羽中地区の国保診療所付近から押付新田地内、利根川堤防までの約3.1キロメートルのバイパス整備を進めているところでございます。

県において、羽中地区の3.1キロ、バス整備は、現在は羽中地内の国保診療所付近から中田切地内の主要地方道、千葉竜ヶ崎線までの約1.1キロメートルの整備を優先的に進められております。このうち、既に圃場整備が完了している東側の約400メートル区間は、圃場整備との連携により既に用地を取得し、残る西側の約700メートル区間について、今回、坂本議員ご質問の西部基盤整備事業との整備を行い、バイパス整備を進めているところでございます。

平成29年11月に開催した道路計画についての地元説明会では、地元の皆様から排水について十分考慮した計画で、早期に道路整備を実施してほしいとの要望がございました。県はこの要望に沿って、町を初めとする関係機関と協議を行い、昨年12月20日に改めて地元や地権者への道路計画事業の説明会を利根町役場で開催したところでございます。

道路設計の基本概要は、車道幅員6メートル、歩道を片側に2.5メートル施行するとの説明でございました。また、地元説明会での道路設計から大きな変更につきましては、道路本線の交通と農耕者の分離による安全性及び利便性の向上を目的とした側道を全線にわたり整備すること、水路の位置を側道の外側にし、農地に隣接し整備することとした道路計画を提示されております。

○議長（船川京子君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） ただいま町長の回答いただきましたが、今の中でバイパスのところに水路をつくるというようなことを言っていますが、この水路をつくることに関しても、その地域が日ごろより問題となっている冠水問題が必ず付随するものでありますので、この冠水問題を解決しないような排水の仕方では困りますので、ぜひとも町としては排水問題を解決できるような、大きな排水路でもいいから、それを設けるような基準をつくり上げて、県のほうに交渉してほしいと思います。

それから、いつも、前回も私、2番目になりますが、質問したのですが、明快な回答をいただけていないので、再度お伺いします。ニュータウンと中田切のバイパス予定地のところに私は遊水池を新設し、同地の冠水問題の早期な解決は考えられないかということをお伺いしましたが、その件に関しては明快なお聞きは、回答は得ていませんが、その辺はどう思いますか。町長、お願いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 前回は答弁しております。結論から申し上げますと、バイパス予定地に遊水地を新設するという案につきましては、現在のところ考えておりません。

坂本議員ご存じのとおり、県営の利根西部地区基盤整備事業が計画されており、県道取手東線バイパスは茨城県竜ヶ崎工事事務所において基盤整備事業との調整を行い、バイパス整備を進めているところでございます。町としましても、道路事業の早期着工、早期完成に向けて協力しているところでございます。

坂本議員ご指摘の中田切地区と利根ニュータウンの冠水問題は重要な課題であると認識しております。根本的な冠水問題解消に向けての対策としましては、利根町の雨水排水の最終放流先である新利根川の放流能力の向上が重要であると考えております。このことから、新利根川の調整池整備などの整備計画を策定し、事業を継続しております茨城県に、排水機能と調整池機能の向上について引き続き働きかけていきます。

○議長（船川京子君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） 今、町長の案ですと、ネックとなるのは新川なので、新川を掘り下げたり、そういう排水に向く便宜さを図るというようなことでおっしゃいましたが、私は利根町の全体を考えてお話ししたいことがあるんですが、3番に記述してありますけれども、私はこの間、先日、有志事業で牛久市のぽけっとファームどきどきを視察しましたが、そこは農産物直売所とレストランなどが併設されており、平日でもかなりののにぎわっていると聞きました。そこで、このような施設を基盤整備予定地にぜひとも取り入れたいと思うんですが、町としてはどう考えるかお聞きします。

また、そのパンフレットなんですが、こういうことが出ていてね、これは内容的には物すごく素晴らしくて、利根町から3人の方がここで地場産業じゃないけれども、自分の商品というかつくったものを売られているんですよ。その内容を聞いて、私はウスイさんという方、知り合いだったので聞きに行きました。そしたら、ウスイさんも、いや、おかげさまで結構売らせてもらっていますよという話がありました。わざわざ牛久まで行っているんだったら、利根町にこういうのをつくったらどうなんだと私は考えました。

そこで、農協の方にも尋ねたら、農協が町のほうで中心でやっていただいて、我々が付随する形なら不可能ではないと言うんだよね。ただ、その内容としては、私はできれば基盤整備の中、今、言われた、私が言った基盤整備の中にぜひとも遊水池、まだなぜ言うかという、私、25年間議員の職について、いつも言っている道の駅の坂本と言われていきますから、そこに道の駅みたいなをつくって、今、道の駅といっても国道じゃなくても許可になった。それはJ Aとの合併というか、J Aとの共同ならばできるらしいんですよ。それで、この農産物直売所レストラン、ぽけっとファームどきどきという、これ、つくば牛久店という形になっていますが、これ、私はつくば牛久店だろうがつくば利根店だろうが、私は構わないんですよ。利根町の中にできるものならば。

町長、ぜひこういうことを考えて、遊水池の周りに商店街を設けて、地場産業が発展する、それと子供らが、あ、ここは何て変わった町なんだと、あ、子供じゃねえ。他町村の人が来て、あっこは変わった町じゃないかと。この見晴らしのいいところにこれだけのものをつくり、それで町がやる気になっているんじゃないかというのを見せながらやるというのは、私、今のこの現況を考えると、必要じゃないかと思うんですよね。そこに過疎債の予算とかそういうのをどんどんつぎ込んでやっていただきたいと思うんですけれども、ぜひ、提案者がこの中にはいるんですけれども、つくば店って町長、行ったことがありますか。やっぱり生でこれ、行かなくちゃ。1回見てきてくださいよ。これ無駄になりません。

ということは、そこに行ったときに、たまたまいたお客さんの中に利根町の方がいたんですよ。私らの行った仲間の顔見たら、あら、利根町から来たんですかって言うから、お宅らも来たんですかって話になって、内容聞いたら、あそこは、年寄り、65歳以上になると1,400円で食べ放題、バイキング。それと、初めて行ったお客さんというか、若い人ね、その人らは1,800円って書いてありました。でも、1,400円で食べ放題なんですよ。それで、その人の話、内容聞いたら、11時半に行って、お昼そこで食べて、べらべらべらべらしゃべりながらいろいろなもの食べて、夕方の5時半か6時にまた食べるんだって。それで2食浮くんだって。そうすると、1,400円が700円で済むから安いんですよ、坂本さんって言っていましたよ。そういうこと考えたら、利根町でもぜひこういうことやって、他市町村から来ていただけるようなものが必要であると思うんです。大丈夫、私、真剣にやっている。

ぜひとも、こういうことをぜひ、いいことはまねするということも必要じゃないかと思うんですけれども、町長の考え、もう一度伺わせてください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） まず、調整池の問題から言いますと、県で今、調整池つくる予定で、今、利根、新利根川沿いに調整池60%完成しております。あとの40%はここ上ったほうなんですけど、それを今、我々としても盛んに要望しているところです。新利根川沿いの調整池をつくり、それから本田沼ですか、沼の砂をさらい、最初から泥が流れないようにということで、それも要望しております。近いうちに本田沼のほうは砂を上げてくれるところまで話は進んでおります。調整池のほうはもうちょっと議員の皆様とともに働きかけていかなければ難しいのかなと、残り40%ですが、詳しいことは都市建設課の課長から答弁させていただきますが、今、ニュータウンとか中田切の冠水は立木の機場、冠水処理は豊田新利根土地改良区管理の立木の機場ポンプによって調整しているんですが、なかなか水が大雨降ったときなんかは上がっていかないという感じであふれているのかなと。太子堂歯科、歯医者さんのところに曲がるところは議員の皆様の働きかけ、当執行部の働きによって、勾配が悪かったのかなということから、掘り下げていただいて勾配がつくようになったので、去年は水が、最初のうちあふれたこともありましたけど、あとはあふれない

ような感じになっております。

それと、ぽけっとファームどきどきですか、そういう施設が本当に利根町にあったら素晴らしいなと私も常日ごろから考えています。ただ、どきどきさんは全農茨城が事業主体ですから、町とか市とかは絡んでいないので、その辺はご承知いただきたいと思います。

農産物直売所とレストランが併設されている施設を基盤整備予定地区間に取り入れたらどうかという質問なんですが、町が主体となって農産物直売所を建設することとなると大変なハードルが高く、現在、営業している農産物直売所との兼ね合いもございます。農協の施設ですね。水郷つくば農業協同組合などと協議しながら進めていかなければならないと思っております。

また、町には既に中田切のわかくさ支店に農産物直売所があります。地元農家が生産した野菜や漬物などが販売されておりますので、現状としてはこの施設を今以上に充実していくことが最善ではないかと考えております。

坂本議員が言うような施設が本当にあれば、私も、そういう出店希望があれば、みんなで考えて努力していきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） 今、町長からちょっと明るくなるかなというような回答をいただきました。

ただ、先ほど言ったように、これは農業、牛久の話になるんだけれども、これは農家全体かもしれないけれども、利根町も確かに農協の中で、あそこにあるんですよ。ただ、あれ、布佐の人から家へ寄って行って聞いたんですよ。坂本さん、農協、あそこで赤飯食ったらおいしかったよと。漬物うまいよと言うんだけれども、あれ、私は聞いたから行けたんだけれども、知らない人は真っすぐ行っちゃうんだよな。どこなんだろうなんて探す間に龍ヶ崎着いちゃうので、なかなか寄り切れないよというような話出ました。そのときに私は思ったんですよ。カーブ、セブンイレブンがあるところ、先のカーブありますね。そこが今度、基盤整備の対象になっていますから、私はあそこへ今の農協の施設をこっちに移したらどうだということを町長の力で交渉してみてくださいよということ言いたいよ。

それと、あの農協が立派にやってもらったんだけれども、事務所が手前にある限り、駐車場がないみたく見えるらしいんですよ。そうすると、千葉県の人なんかに聞いたら、とまりづらいんじゃないかなと思っちゃうみたいなんだな。赤飯うまいから買いに来たんだなんてわざわざ言ってくれたから、ああ、そういう人がいるんだったら、ぜひとも入りやすいような店づくりというようなことを考えてもらって、あれを全部こっちへ移転するという形を農協の人に交渉したらどうなんだろうかね。経済課の課長が首振っていますから、だめなのかもわからないけれども、一応聞いてみますけれども、これ、経済課の課長、答えてみてください。よろしく。

○議長（船川京子君） 大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それでは、お答えいたします。

先ほどの中田切のところに基盤整備の事業が入っていて、そこに用地をつくれないうというお話かと思うんですが、これ、農協さんが費用をかけて用地を取得したりというような意向があるのであれば可能ではございますが、ただ、今現在では、農地はみんな農家の所有になっておりますので、それを分けていただいて用地をつくるということになりますので、かなりの費用もかかります。道路をつくるぐらいの費用がかかってしまうので、かなり難しいと思います。

○議長（船川京子君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） 今、農地の価格って知っていますか。大体、1反ぶり30万、50万の時代になっちゃっているよ。俺、農家の人じきじきに聞いているのは、お宅のおばあちゃんなんかも聞いているんだよ。やはり、もしマジで買っていただけるなら、その倍ぐらいで買ってもらえるんじゃないのという期待があるから、もしあれだったら売のようなこと言っていますよ。地主というか、地主の方なんかはね。ということは、田んぼやる人はもういないのよ。だから、田んぼで町が、農協が協力してやっていって、だから、ぜひそういうのに売のならば、私らはそんなに高いことは言いませんよという話も聞いています。だから今、課長が心配するほど、1反ぶりが1,000万の時代ではないから、ある程度安く買えますからね、そこらは努力しながらやってもらって、石川課長なんか見ないで笑っているよ、ほら。そうすると、自分では早く売りたいみたいな顔しているんだから。やっぱり今、農地が安すぎるから。これは国の施策が悪いんでしょうけれども、余りにも農家の人に国も不義理なことばかりやっているから、できればそういうことで農家の方に謝礼を申し上げるためにも買い上げて、そこに友好的な利根町の娯楽施設と言ってはおかしいけれども、こういうような感じのやつつくってあげたら、私は農地を提供した人たちが自慢してくれると思うんですよ。あそこにいる人らが、私が提供したんですよ。佐々木町長に言われたから安くしてしまったんだけど、いいんですよなんて言いながらやってくれば、町としては将来、我々が亡くなってここにいるのはごろごろいるから、そうすると、次の時代の人らが、そういう人らが私に残してくれたんですよなんて、名所旧跡ではないけれども、そういうような夢のあるようなことも残さないと、利根町はしぼんじうよ。それじゃなくたって、過疎だなんて言われて、あれ、過疎じゃないんだから。人口たまたま減ったから頑張るなさいよというサインだからね。それを過疎だなんていう言葉でやったら、皆さんが渋い顔をするだけで、元気サインですから、元気サイン。しょんぼりしていると困るから、元気サインという感じで国はわざと言うんだから。それを100%生かしてやってくれよと言っているはずだから。それを我々が感知しないでぼうっとしていたら、チョコちゃんに怒られちゃうよ。

というのを考えたら、我々ここで今、現実利根町の政治に携わっている人間は、今じゃないんだよ。今後、20年、30年後のことを考えてやらなくてはいけないんです。そのた

めにも課長は頑張って、町長はこんなに頑張っているんだから。石川課長、町長から何か言っていたけれども、答えることがあるでしょうから、ひとつお願いします。

○議長（船川京子君） 今の、答えられますか。さっきの補足のことですね。

石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） 先ほど、町長から新利根川の冠水問題で詳細ということでありましたので、補足して説明させていただきます。

町長が申し上げましたとおり、根本的な冠水の問題の解消は利根町の雨水排水の最終放流先であります新利根川の雨水流下能力の向上が重要であるということでございます。

当町は新利根川の最上流にもかかわらず、少し多目の降雨時にあっても道路冠水または床下冠水などの被害が発生する状況であります。この冠水問題解決のために、茨城県において四つの、先ほど町長がおっしゃいましたが、四つの調整池計画のうち二つの調整池の稼働、改修工事が実施されております。

しかしながら、その後も県道、町道、住宅地等、広域的な冠水問題が発生しております。そして、近年、ゲリラ的豪雨が頻繁になりまして、住宅地等の被害が過去と比較しましても全国的にも多発している要因がありますことから、住宅地等の被害を、過去に比べても多発しているところから、今後も住民の生命財産を守り、平穏な生活を確保する上で、新利根川改修が重要な課題であると認識はしております。

それで、今年度、竜ヶ崎工事事務所におきまして、7月下旬から9月中旬の期間におきまして、新利根川の押付新田から惣新田区間約5.8キロメートルにつきまして、現況の高さ等の調査を行っております。これらの調査結果を踏まえまして、今後も新利根川の流下能力の向上を図るため、事業主体であります竜ヶ崎工事事務所と協議をしております。今回、1回もう協議はしておるんですが、それで、向上につながるということで、今後も努力してまいります。

○議長（船川京子君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） ただいま課長の内容で、冠水問題について話がありました。

新利根川が努力して下がったりなんかすればいいんだけど、今現在、ニュータウンの冠水の仕方、内容わかりますか。あれ、北から南のほうに、浄化センターのほうに行く外回り道路がありますね。あの周辺がよく冠水するんですよ。あの冠水する要因は、取手東線のほうの道路が高いんですよ。そして、団地の中が低いんですよ。そうすると、あそこに冠水が起きているの。それ、わかってましたですか。わかっているよね。だから、その道路の下に排水の溝をつくって、こっちの、利根川の、今、基盤整備をやるのではないかというほうにもし仮に拵みたいなのをつければ、私はそれ、かなりいい効果でいくと思うんですよ。あそこは、ニュータウンの中はどうしても向こうへ、南、浄化センターのほうの、取手東線のほうに向かって排水するような傾向になっているんですよ。私は雨降ったときよく見に行くんだけど、できれば、あれをこっちの、今の現状に、今度は基

盤整備やろうとしている田んぼのほうに排水できれば、宅地の中だけは、それはもう間に合わせ的なんだかもしれないけれども、一時的には冠水しないような感じも見受けられますので、そういう努力もしたほうがいいのかも。ということは、取手東線のほうに向けようとして、あそこの、どうしても下にいろいろなもの入っているもので、水が下がらないんですよね。ただ、周りには何か知らないけれども、自然沈下みたく下がる。その要因で、ニュータウンの中の宅地が水たまりになっている、冠水されているということなんだと思いますので、その辺も課長、考えながらさ、今後、検討してみてくださいよ。

もし、私が言っている夢のパラダイスができないんじゃ、それやってもらしかないから。できれば早く、冠水問題で中田切地区の人とニュータウンの人たちが大雨、一時的には80ミリぐらい降る雨が今、この間も、この間というのは去年もありまして、ことしも考えられているんです。だから、そういうのも一時的に防げたらいいなと思っていますので、冠水問題に関しては次、そういうようなことも考えながらやっていただきたいと思います。

それとあと町長にお伺いしますが、やはり今、言ったように、利根町のメインたるもの、メインたるものであるのに、あの土地がすごくいいというのがなぜかと言うと、今、割と安価に、安く手に入れられるような状態なんだから、町がそれをして買ってあげれば農家の人は売ると思うんですが、そこで、基本的にそういうような、夢のあるような場所を、なぜあそこがいいかと言ったら、30年くらい前もあそこに商店地区をつくろうという人がいたんですよ。なぜかと言ったら、あそこが千葉県から下りてきたときに最高の土地柄なんです。千葉竜ヶ崎線の道路沿いだから。私はそのためにも、あの辺は狙いどころじゃないかと思うんですよね。それに、たまたま警察署もあるし、消防署もあるし、そういう治安も乱れないし、私は利根町としては一番素晴らしいところだなと思っているんですよ。

私の思うのには、こういうこと言うと学校長が怒られちゃう、学校にも課長にも怒られちゃうかもしれないけれども、もし仮に一貫校をつくるんだったら俺、あの地区につくったほうがいいと思っているんです。なぜかと言うと、今、既にいるよりも、あの真ん中地区につくって、その学校の子供らがわいわい騒ぐ町、これが一番素晴らしいんです。子供がいないような町はだめですから。私はできれば一貫校の敷地にもああいう地区を持ってくるとか、基盤整備の国がこれだけ関与して、そういう交付金じゃないけれども、そういう補償をしてくれるんだったら、それで町を助けてもらうような形で一変してしまえばいいんですよ。今までどおりは全く変えてしまって、利根町のあるべき姿をひとつ考案しながら私も頑張りますので、皆さんも、町長も頑張ってそれやってもらいたいと思います。それじゃないと、本当に利根町は忘れられちゃうから。今のところ幸いに、忘れられてないからね。だから、ぜひともそれは考えてください。課長らもぼやって聞いていると本当にチョコちゃんに怒られちゃうから、頑張らましよう。

じゃあ、その点に関してはもう回答はわかりましたので、今度は県道取手東線の整備状況ということで、取手東線の側溝道路整備状況について、加納新田から中谷、福木、羽中

の整備について、まだなさずにいる点は、側溝のふた等がいまだに整備されていないが、今後、県への要望とはどのようにやるのか、大きな2番目の質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 加納新田地区から羽中地区の県道取手東線の道路側溝整備状況は、加納新田地区から中谷地区までの区間においても、側溝の未整備区間があること、また、福木地区から羽中地区までの区間の整備は一部の区間は整備が完了していることを確認しております。

今後の県への要望はどのようなのかとのご質問でございますが、坂本議員ご存じのとおり、県道取手東線は県道でございますので、茨城県竜ヶ崎工事事務所において道路を管理しております。町としまして、道路網の骨格となる県道の強化は、通行の安全性のみならず地域住民の生活環境の改善にも大きく寄与しますことから、道路の維持管理としての道路側溝の整備につきましては、茨城県竜ヶ崎工事事務所に今後も要望をしてまいります。

○議長（船川京子君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） 今、町長から明快な回答いただきました。

ぜひとも早急に、早い時期にというか、いっぱい早いんですけども、本当に早くやってほしいというのは、地元の人らが、側溝が夕方になると見つらいらしいんですよ。あそこ、はまり込んで倒れてしまったなんて話も聞いたので、そして、よく見て、私は加納のほうから見たら、もう加納のほうは整備されていますからね。本当に残っているのは福木の入口から羽中の入口のところあたりがほとんど未整備です。その辺をもっと考慮して、頑張っていたきたいと思います。

それと、今、言われたとおり、新しいバイパスをつくろうと言っていますよね。それなのに、あの辺ががたがたで、今度新しくなっても、これはめちゃくちゃ悪いからね。その点をきちんとやっていただきたいと思います。

それと、もう20年くらい前の話、基盤整備は押付新田のほうまでのところつくって、今、利根川まで行こうという話もありました。ああいうのはもうやらなくてもいいんだと思うんです。私はその中に、基盤整備の中になんかいい道路ができると思うんですよ。そしたら、その分のやる費用も取手東線、現状の取手東線を幅を広げるとか側溝に全部ふたをして平らな側溝、あれ、福木とか中谷とか見てくればわかるけれども、左側の歩道、今は子供らが通学してないから余り私も騒がないんですけども、眺めてたら年寄りがびよこたんびよこたん歩いているからね。あれがどうしても目ざわりなのよ。平らなやつじゃないと、歩道としては成立しませんので、ぜひそういうところも費用を回して、ぜひとも利根町全体が完全に整備されているなという状態になるように、町長の力でお願いしたいと思います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 福木地区から羽中，部分的な遅れとか確認しておりますので，補修，舗装修繕とあわせて工事事務所に強く要望してまいります。それだけです。

○議長（船川京子君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） それじゃ，今の町長の回答を心に念じ，早い時期にそれが完成されるように希望して，私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（船川京子君） 坂本啓次議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を10時50分とします。

午前10時34分休憩

午前10時50分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告者，9番五十嵐辰雄議員。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） 2番通告，9番五十嵐辰雄でございます。

まず，1番目でございますが，都市計画法の改正に伴い，田園住居地域を定める必要性をお尋ねします。

（1）としまして，都市計画法は快適で住みやすいまちづくりの法律で，土地利用，都市施設の整備，市街地開発事業についての計画を定めています。利根町は昭和45年，市街化区域と市街化調整区域の用途区分を定めました。このたび，平成30年4月1日に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され，新たな用途地域として田園住居地域が創設されました。そして，現在の用途地域は13の区域区分になっています。田園住居地域は農業の利便の増進を図りつつ，これと調和した低層住宅にかかる住居の環境を保護するために定める区域，このように田園住居地域を定義しています。

平成30年第4回定例議会の答弁によりますと，市街化区域と市街化調整区域の区域区分の見直しということは非常に難しいと，これは担当課長の答弁でございます。今の利根町の中において，基盤整備とかそういうものの事業を進めていますと，この中で用途地域の変更は町の権限ではなく県知事の権限であると，このような明快な答弁がありました。利根町の新時代をつくるには，町を全体的によく調査して，現在の農村集落の活気のなさ，そういったものをよく現状を，自分の足で歩いて，目で見て判断して，用途地域の区分の見直しの時期あると，そう感じます。そこで，既存集落の維持を含む活性化を図るこの田園住居地域は最善策であります。調査・検討する考えはあるかどうかをお尋ねします。

2番としまして，もし田園住居地域になった場合に，固定資産税の課税はどうなりますか。そして，現在進めている都市計画マスタープランの策定において，用途の考えかたはどのように位置づけていますか。お尋ねします。

1 回目の質問を終わります。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

田園住居地域を定める必要性について調査・検討する考えはありますかとのご質問ですが、用途地域については都市計画法で市街化区域については少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については原則として用途地域を定めないものとするとなっております。ご質問の中で、既存集落の維持を含む活性化を図るとのことですが、既存集落は市街化調整区域ですので、田園住居地域を定めることはできないと考えております。

2 番目の、田園住宅地域の固定資産税の課税とのご質問ですが、田園住居地域も市街化区域内の用途地域となりますので、市街化区域と同じ方法により課税することとなります。

また、都市計画マスタープラン策定において、用途の考え方」はどうなっていますかとのご質問については、早尾台の住宅地のもえぎ野台地区をつなぐ町道103号線の延伸計画に合わせ、連担した都市的土地利用区域の形成について位置づけて考えたいと考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9 番（五十嵐辰雄君） ただいま町長から用途地域の区分について、明快なご答弁でございます。よく理解しました。

そこで、私はこの議会の議事のこと言うのは、相当行政の連続性を示す一つの証でございます。ですから、12月の担当課長の答弁に関係しまして、かみ砕いて質問します。

利根町の用途地域、利根町は全部が都市計画区域でございます。その中に用途区分があります。そして、市街化と調整という二つの区分については、一般に線引きと申します。利根町は線引きしてあります。他方、隣の河内町は線引きないんですよね。全体的に町全部が都市計画区域でございます。用途区分ないから別に建築の規制はそう厳しくしていないんですね。

区分についての判断は、確かに町長おっしゃるとおり、これは県の判断ですね。これはちゃんと法律に明記してありますから。ところが、茨城県では相当広いですね。現在、市町村合併してから44の市町村あります。県庁から幾ら見回しても、利根町までは見えません。利根町から声を出してメッセージを発しなければ、なかなか用途地域の区分の変更はできないと思うんです。

そして昭和45年、今、何年ですか、もう平成が間もなく終わります。5月からは新しい元号になります。昭和45年に生まれた人は、今もう48歳でございます。48歳になってもまだ全然用途地域は時代の趨勢に沿って、利根町は昭和45年に定めた用途地域を、民間企業の宅地開発で大分市街化がふえましたけれども、町が積極的にメッセージを発して、用途

地域の拡大とか何かはやっていないと思うんです。

町長おっしゃるように、今、町道103号線、早尾天神様からもえぎ野台までの県の事業である道路整備、確かに早尾・羽根野団地ともえぎ野台は大体800メートルくらいの距離がありますけれども、これができれば道路を境に一蓮托生でもえぎ野台も市街化になると思うんです。あるいは開発面積が30ヘクタール未満ですから、まだまだ都市計画税は課税しておりませんですね。

都市計画マスタープランについては現在作業中とは思いますが、知事の権限でございますから利根町から何だかんだ言えませんがね。用途地域の変更ができない理由は、難しい、難しいということをとくさん並べてあります。用途地域の見直しについては、田園住居地域は基盤整備が終わってからやると。それで、基盤整備についてはもう完成したところありますけれども、これからやるのは利根西部地区、これ平成40年に終わると。それから布川地区は平成33年から始まると。非常に基盤整備の完了は長いスパンでございます。全部基盤整備終わってから、用途地域についての考え方を始まっては、既にもう時代おくれです。

今、調整区域においても昭和45年以降、大分社会資本が調整区域にも整備してあります。道路整備とか上下水道の普及、生活環境も市街化と調整に住んでも何ら遜色はありません。こういう中においても、農村部において調整区域、昭和45年から全く手つかずの調整区域では、住んでいても魅力がないし落胆してしまいます。前向きに町長、ご検討するお気持ちがあればと思うんですが、もう一度その点伺います。

そして、今、現在、第5次利根町総合振興計画の策定でございますが、その中に用途については若干、触れております。そういうのを加味して、用途についてのお考え方を検討するようなお気持ちがあればお答えください。

○議長（船川京子君） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） まず1点なんですけれども、五十嵐議員、12月のときに用途変更は町の権限外、県知事の権限、免責などということで私、発言したということでございますが、あのときは東文間小学校の建築の用途変更についての答弁でございまして、その辺ご理解のほど、表現の仕方が違っていたかと思うのですが、そういうことでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、田園住宅区域についてでございますが、町長先ほど申しましたように、都市計画法の地域区域の一つで、用途の混在を防ぐために住居、商業、工業などの市街地の大枠としての土地利用を定める用途地域で、都市計画法の改正により住居系用途地域として創設されたものでございます。

先ほど町長が答弁しましたとおり、用途地域は都市計画法で市街化区域については少なくとも用途地域を定めるものとして、市街化調整区域については原則として定めのないものとする規定されております。田園住居地域の建築規定等は、低層住宅専用地域に建築可

能なものの農業用倉庫が建てられるというようなものでございます。五十嵐議員ご存じのとおりだと思うのですが、簡単に言いますと、田園住居地域の規制内容は、現行の第1種低層住居専用住宅または第2種低層専用住宅用途地域をベースにして、農業用施設を立地することを限定的に認めようとするものでございます。

それで、市街化調整区域内での田園住宅地域指定について、もう少し具体的に申し上げますと、田園住宅地域は都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画において、都市農業の位置づけを都市化すべきものから都市にあるべきものへと大きく返還されたことを踏まえ、住宅と農地が混在し、両方が調和して良好な住環境への環境を形成している地域とあるべき市街地像として都市計画に位置づけられたものでございます。

どのような地域が田園住居地域として定められるかという点、国から出された技術的助言によると、都市における農地の保全と建築物に対する建築規定を一体として行う必要がある場合、例えば第1種低層住居専用地域においての戸建てと、住宅の一定量の農地を調和しており、住と農が一体となった環境を将来にわたり保全する機運が醸成、つくり出されている地域、または高齢化や空き地、空き家などを増加により、住と農の調和したゆとりある住宅地の形成が求められている地域等について、用途地域の積極的な見直しを行い、田園住居地域の指定を推進していただきますようお願いいたしますとなっております。

田園住居地域の建築規制が低層住居専用地域を根底としていることから、まとまった農地を有する低層住宅専用地域を指定することが考えられますが、利根町において、低層住居専用地域としてしているところは第1種低層住居専用地域につきましては、民間開発の大規模開発で行っております羽根野台、早尾台、白鷺、利根ニュータウン、フレッシュタウン、四季の丘等でございますので、このようなところの住宅団地でありまして、農地等がまとまってあるところはありませんので、田園住居地域に該当する地域はないと考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） よく課長が説明、理解しました。

課長、調整区域も原則となるんですね、原則。これ立法の、法律は全て逃げ道があるんですよ。例外とか原則。原則というのは例外もあるということが原則ですね。だから、曲げて強いて解釈すれば、原則は原則なんですね。

それから、今の生産緑地制度、これが間もなくもう、あれ30年でしたかね、生産緑地制度ももう廃止になりますよね。いろいろ時代の変革で土地政策も変わってきます。1番と2番が関係しますので、一応1番は理解しました。

次、2番にまいります。区域指定ね、利根町は区域してはまだやっていないのですが、2番ですが、市街化調整区域における区域指定制度の導入する考えはあるかどうかお尋ねします。二つほど出しました。

まず（1）番ですが、市街化調整区域で建築物を建築しようとする場合、原則として都

市計画法に基づく開発許可を受ける必要があります。開発許可を受けるには、立地基準及び技術的基準を満たす必要があります。この区域指定制度はこの立地基準について、茨城県が指定した区域であれば、申請者の、ここが大事ですよ、申請者の出身要件等を問うことなく、住宅と一定の建築物を、建築を目的として許可を受けることが可能となる制度ですと。茨城県における区域指定制度の条例はどのような条例構成になっていますか。お尋ねします。

(2) 番ですが、都市計画法第34条第11号及び第12号区域指定の内容をお尋ねします。区域指定対象の市町村については、利根町は対象でございます。現在、利根町ではこれについての調査・検討したことがあるかどうか、現在、調査・検討する考えはあるかどうか、その点をお尋ねします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 茨城県における区域指定制度の条例はどのような条例構成になっているかとのご質問ですが、県における区域指定条例の概要については、都市計画法第34条第11号及び第12号の規定に基づき、市街化調整区域内のあらかじめ指定した区域において、既存の維持・保全を目的に、申請者の出身要件などを問うこともなく、誰でも住宅や一定の小規模な店舗や事業所の立地を許可の対象とする条例で、区域指定の種別は、市街化区域から1キロメートル以内の11号区域と、1キロメートル超えの12号区域の二つでございます。対象区域は、道路や排水等の公共施設が一定水準整備された市街化調整区域内の既存集落で、区域指定の効力は市町村長の申し出について県開発審査会の意見を聞いた後に知事が告示することにより生じるとなっております。

2番目の質問ですが、まず、都市計画法第34条第1号区域及び第2号区域の規定内容とのご質問ですが、建築物の用途制限につきましては、区域指定の集落分類にもよりますが、第1種低層住宅専用地域ないし第2種低層住宅専用地域の建築物や200平方メートル以下の事務所、作業所が建てられます。

区域指定の基準は、道路や排水などの公共施設が一定水準整備された市街化調整区域内の概ね50以上の建築物が連担している既存集落で、11号区域は市街化区域から1キロメートル以内で、宅地率概ね40%以上、12号区域は市街化区域から1キロメートル超えで、宅地率概ね30%以上となっております。

次に、区域指定対象市町村について、利根町は対象になっています。利根町行政では現在どのように理解しているのか、調査・検討する考えはあるのかとのご質問ですが、本町は区域区分、いわゆる線引きを行っており、市街化区域と市街化調整区域を定めております。

ご承知のとおり、日本全体の人口が減っており、町でも人口減少が続き、平成29年4月には過疎地域指定を受け、町内においても空き家などが増加しており、その空き家などの約7割が市街化区域に集中しております。

このように既成市街地の空洞化が進み、インフラの維持、更新コストの増大が懸念される中で、市街化調整区域における開発許可については、都市計画区域における人口動態などを踏まえ、市街化を抑制すべき地域であるという市街化調整区域の性格に十分留意して、規制市街地の空き家、空き地の増加につながらないかなど総合的に勘案し、検討する必要があると考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） なかなか県のほうで、利根町は該当市町村でございしますが、なかなか利根町の都市構成が、都市の構成上はなかなかここで重い腰を上げて区域指定についての考える余地はないような感じがしますね。

町長の今、説明見ますと、区域指定というのはいろいろな条件があるんですね。市街化区域から1キロ以内とかね、距離には関係ないということ。それから社会保障の整備。しかし、町が人口減少は区域指定には関係ないようなことでもございしますが、区域指定は県のほうで利根町は該当したからやったらどうですかという、町長がうんと言って県のほうへ申し出れば、これ、許可になるんですね。市町村というの申し出によりまして、県のほうでは開発審査会の意見を聞くんだよね。審査会での意見ですからどうかということですね、余り県のほうでは、許可するのには無理ではないと思うんですね。町がやる気がなければしょうがないんだけど、一つ事例を申し上げますから。

都市計画法の34条、11号とか12号ありますが、県内は全部で44市町村あります。線引きしてある市町村が何と33あるんですね。その中で、近在では土浦とか取手、阿見など20の市と町が導入しています。

区域指定制度が始まってからもう15年以上過ぎました。15年ですよ。これ、なかなか長いですね。住宅が建てなければ人口ふえませんね。空き家があるからどうですかとか、人の空き家買って建てる人もあるんでしょうけれども、農村地域の空き家というのは今の既存宅地制度がないからね、壊した場合には、空き家を買ってそこを壊した場合には建築はできません。以前はできました。既存宅地制度があったから。この制度が悪いところは、農村部とか何かの空き家を買って、そこでパチンコ屋とか何か大分できましたね。あの規制するために、国では平成10年ですかね、あのころに既存宅地制度を廃止したんですね。あれやると農家住宅とか何か買って、そこを壊してパチンコ屋が建ったんですね。この辺ですと龍ヶ崎の女化街道、あの辺はぼんぼん建ちました。パチンコ街道だから。みんな既存宅地を買ってパチンコ屋をつくったんだね。

ですから、そういうわけで、あと二、三の近在の例を申しますと、まず阿見町の場合ですね、阿見町では平成30年6月に区域指定制を導入しました。対象としましては、利根町もしかり、人口減少はどこでもあります。区域指定したかしくなくても人口減少します。阿見町では人口減少が続く6カ所の農村集落で、何と面積は147.8ヘクタールを阿見町は区域指定しました。この阿見町の原因ですが、市街化区域では人口ふえていますけれども、

調整区域では人口減っていますと。そういうわけで、区域指定を導入しました。これ、いろいろまだ反応があるようでございまして、大きな期待を持っていますね。

あと、一方、那珂市、利根町とは条件違いますけれどもね、那珂市では平成17年に市街地から離れた14集落、多分これは12号と思うんですが、14集落を区域指定しました。一定の効果があるというふうに伺っています。ここで、利根町としてはもう一度、区域指定についての再検討するお考えはあるかどうか、現状認識されまして、前向きなご答弁をお願いしますね。

○議長（船川京子君） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） 市街化調整区域の区域指定制度の主な考え方はということでございますが、先ほど町長も答弁しましたように、市街化調整区域の区域指定につきましては、都市計画法第34条第11号及び第12号の規定により、茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例に基づき、五十嵐議員がおっしゃるとおり、市街化調整区域内のあらかじめ指定した区域において、申請者の出身要件等を問うことなく、住宅の一定規模の店舗や事務所の立地を許可の対象とするものでございます。

それで、区域指定の種別といたしましては、おっしゃるとおり平成12年に改正された都市計画法により既存宅地制度が廃止された代替処置として、市街化区域に隣接とか近接している集落を対象した11の区域と市街化区域から離れて集落を対象にした12の区域の二つがございます。

対象区域としまして、概ね50以上の建物が連担した既存集落で、区域内に車道幅員が5.5メートル以上の主要な道路が配置されているなど、道路や配水等の公共施設が一定水準整備された市街化調整区域の既存集落となり、都市計画法及び関連法等の調整の上、市町村の申し出により、茨城県開発審査会の意見を聞いた後に知事が告示することにより指定されるものとなっております。

本町におきまして、住宅団地として開発されましたもえぎ野台団地及び四季の丘団地において、住宅建築が進んでいるものの、まだ更地の宅地もあること、それと近年の少子高齢や都心への回帰等の理由により、特に市街化区域の住民の方の町外転出が多く見られ、空き家も増加し、人口減少が深刻な問題となっております。

町の将来の市街化形成を計画的に進めていくためには、住宅等の建築につきまして、市街化を図るべき区域である市街化区域へ優先的に導入していくべきことから、市街化区域指定を行い、既存集落への住宅等の建築物の立地を容易にすることは、規制市街地で空き家、空き地の増加、規制住宅団地の住宅建築がさらに鈍化、おくれる恐れがありますので、良好な住環境の形成が進まなくなることが予想されますので、区域指定する際の地域の選定につきましても、また公平性、なぜこの地域か等の課題もあることが懸念されておるところでございます。

近年、国土交通省では、全国的な少子、人口減少、高齢化が進む中、市街地に拡散し、

低密度な市街地に対応するため、都市計画プランで住居や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトシティのまちづくりを目指している状況であります。インフラの維持・更新、コストの増大が懸念されている状況下において、先ほど町長が答弁したとおり、総合的に勘案して慎重に検討する必要があると考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 確かに都市の集積というのはコンパクトシティ、これは新しく国でやっていますけれども、これはどこでも成功した事例はないんですよ。都市機能を当県内に集積すると。学校とか集会所、公民館、そういったものが、これはどこでも失敗しているんですね。核ができては、その核から遠いところはみんな衰退してしまいます。地方分権だから、町でいろいろな方策を考えてやらないと、県や国のほうで移管したのではなかなかいい都市づくりできませんね。

今、課長、県のほうでは、茨城県では地方に、市町村に権限移譲やっていますね。開発行為も相当、今、県のほうでは市町村に権限移譲しております。最初、県のほうでは市を中心にやっていますけれどもね、今度は、よし、やろうということで町や村でも権限移譲を受けて行政事務をやっているところあるんですよ。それは町では境町、あと村では東海村、利根町も受ける気があれば開発行為の権限移譲を受けて、全て町に合ったような都市政策できると思うんですね。

そこで、町長、平成30年第4回利根町定例会で、利根町課等設置条例の一部を改正する条例ですね、都市建設課と都市整備課、二つに分けると。目的は、課長として指揮監督するには、これまで以上に専門的な知識や経験からの判断が必要と、これが絶対的条件だそうですね。4月から新しく都市整備課ができます。業務の全てが二つ、都市整備課が今度できますので、二つの業務が、両方になると思うんですが、ぜひとも都市整備課のほうの4月からの業務の優先順位へ第1番で区域指定の業務についていろいろご検討願います。できてもできなくても一応、訴状に上げて検討する考えはあるんでしょうけれども、石川課長も今の体制から今度変わりますので、今の課長の現状では4月まで見通してお答えはできないと思うんですが、ぜひ今度はこちらで、議会ですから、新しい体制で、建設課と都市整備課、都市整備課の業務として、第1番の事業としてこの区域指定、これについて、できてもできなくても全体を見回して検討をする余地はあると思うんですが、町長、この点伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 議員の皆さんとか職員の皆さん、いろいろ話し合いながら、できる方向で考えていきたいと、そういうふうに考えています。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 4月から新しい課ができました。課長としては、都市整備については専門的な知識、そういうようなものが要求されます。適材適所で前向きな建設行政、

都市整備が今まで以上に有効に活用して、町が新しく生まれ変わるように利根町の新時代をつくるいい課長に恵まれることを期待しています。

よく行政というのは前例踏襲とか、前の人のことを踏襲と、佐々木新町長は何でも困難を打ち破って前向きに進むと、スピード感を持ってやると、非常に頼もしい町長でございます。前例に従ってやれば間違ってもけがはしませんね。前例踏襲ではだめです。

既にもう社会が毎日変わっていますね。今は第4次産業革命と言われています。できない理由を探してはだめですね。行政というのはできない理由を探すんですよ。例えば区長会で、何やれかにやれって各区の要望書出します。そうすると、担当課のほうでは知恵を出し合って、区長会が出た各区の区長会の要望の回答書、できない理由を幾つも書いてありますね。区としては、ああ、やっぱりこんなに、これではしゃああんめえよとか、そういうできない理由をいっぱい並べて納得させるような行政ではだめです。新しいものを発想して、できないことを打ち破ってやるのが真の行政でございます。

今、申し上げましたけれども、県内で33の市町村、まだ村はないんですけれども、33の市町が導入していますので、そのうちでは20の市町が導入しているからね。利根町も早く21番目になれるように期待しています。これで2番の質問を終わります。

次に、3番にまいります。ちょっと待ってください。済みません、3番ですが、2番で終わっちゃうかな。3番の原稿がないんだよね。

それでは、3番にまいります。3番ですが、行政事務の効率化についてお尋ねします。今や家にいながら世界中から欲しい物が取り寄せます。商取引は人口知能が競い合っています。自治体ではいまだに旧体然とした手続や仕事がまだ多いと思います。平成から新しい元号が変わります。思い切って今、役所仕事を見直す時期にあると思います。

(1) ですが、役所への届け出や申請など、押印が必要な場合が多いようです。利根町では押印不用の行政サービスの改善が見られます。行政全般についてさらに一段の事務の合理化が求められます。意思を確認するのに押印もしくは記名の方法で、可能なものについては押印についてご検討する考えはありますか。お尋ねします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 押印について検討する考えはありますかとのご質問ですが、五十嵐議員がおっしゃるように、町では行政手続の簡素化や町民の利便性の向上を図るため、押印の見直しを行った経緯がございますので、証明書交付申請書や施設の利用申し込みなど、押印や署名を求めてまで本人を確認する必要のないものについては、押印を省略しております。

しかし、その後は各担当課において、それぞれ必要に応じ押印の省略を進めてきたところですが、来年度、新たな行政改革行動計画を策定することもありますので、さらに行政手続の簡素化を図るため、行政改革の一環として現状を確認するとともに、申請書等への押印の見直しについて全庁的に進めていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 役場では窓口業務についても住民課，税務課等で大分押印省略で記名だけで済むと，そういうわけでございまして，民間企業では経費の節減について徹底的に合理化を図っています。時間の無駄，金銭とか，時間は金ですからね，時間の無駄。

情報化が進んでいますのでね，今，民間企業では電子認証とかそういうわけで，押印というのは大分省略が多うございます。民間企業に例えれば，市町村，自治体も生き残るのにはこういった無駄なことを省いて，判こについても今，押印というのは100円くらいで売っているんですよね。だから，本人の意思の確認が大事でございまして，押印というのは，判というのは今，100円の判だって印鑑登録はできるんですよね。同じものが100円の印鑑登録，今の世の中ではたくさんあります。だから，みんな印鑑は物があれば有効です。印鑑登録の規定にはまったものがあれば登録できますから，100円で買ってきてもできます。変形するようなゴムとかそれはだめでございますけれども，それちゃんと役場のほうの規定に合ったものですね。それで，よくわかりました。

それから（2）番のほうにまいります。（2）番ですが，平成30年度の成人式で，町長の式辞で次のように述べています。新成人の皆様が生まれたとき，20年前はどうであったかと。20年前というのは長野オリンピックが開催された年でありました。それに，サッカー日本代表ワールドカップ出場をした年でありました。今やインターネットの時代，ソーシャルメディアの普及，誰もが想像しなかった。これからはスピード感を持って物事を進めると，このように佐々木町長は新成人に式辞を述べております。

今，若者は全て，ほとんどの人がインターネットが当たり前の環境で育った，いわゆるミレニウム世代と呼ばれるものです。そこで，これからは公共施設の申し込み，一々窓口へ行って申し込まなくても，家にいながら，出先のほうでも申し込みできるようなインターネットの申し込み，メールでの公共施設の利用申し込み，料金の支払いとかってこれ，使用料だよ。これを可能とするようなことのお考えは，町当局のご見解をお尋ねします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） インターネット等での公共施設の利用申し込みなどについて検討する考えはありますかとのご質問ですが，まず，公共施設の利用申し込みについては，茨城公共施設予約システム運営協議会が運営する，茨城公共施設予約システムがございまして，この協議会に負担金を納めて参加することにより，公共施設の空き検索や予約申し込みを行うことができます。

現在，このシステムを活用している公共施設は，都市公園である四季の丘第2公園，上曽根運動公園，利根緑地であります。空き状況の確認のみとしておりまして，予約申し込みは行っておりませんので，予約は窓口で行っていただいております。それは，現在利用されている方々はほとんどが定期利用者でありますので，インターネット予約を可能にすることでインターネットでの予約が優先となることや，各施設に職員は在中してござい

せんので、利用の際の許可書や施設利用料の納付と領収書の発行は1度、役場の窓口で使用前に来庁していただかなければならないことから、現在は予約の申し込みは行っておりません。

そのほかの公共施設である公民館、生涯学習センター、布川コミュニティーセンター、柳田國男記念公苑などの利用者についてもほとんどが定期利用者でありますので、この協議会の参加は考えていないところでございます。

次に、図書館では本や資料の予約システムを導入しております。図書館サービスの充実を図るため、平成27年度から蔵書検索に加え、貸出中の本や資料の予約ができるようになっております。システムのサービス開始から毎年予約件数がふえている状況であり、今後このサービスを多くの皆さんに利用していただけるように周知を図っていきたいと考えております。

次に、申請や届け出関係では、茨城県と県内市町村が共同で利用する茨城電子申請届出システム、いわゆる電子申請ができるシステムが整備されております。このシステムは県や各市町村が必要な電子申請用の申請書等を作成し、これをシステムにアップすることで、利用者は各市町村のホームページ等からアクセスし、申請できるようになります。現在はふれあいタクシー利用登録申請、利根の桜の花みこし、音のまちTONEふれあいコンサートなどの参加申し込みができるようになっております。

しかしながら、このシステムを活用した証明書等の交付申請の場合は、交付された証明書等は窓口にとりに来ていただかねばなりません。また、手数料が発生する場合は窓口で支払いに来ていただかなければならないという現状ですので、現在、当町では証明書等の交付申請の利用はしていない状況でございます。

今後は、県はもとより他市町村の動向を注視し、住民の方々の利便性向上を考えていきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 町長のご答弁ですと、大分、私、自分も知らないんですけども、大分時代の流れで、利根町も前進したような行政サービスしております。これからはもっともっとこの、家において申し込みとか料金支払いできるように、民間企業では相当、今、IT化進んでいます。スーパーのレジも無人化とか、それからカードも、スーパーでカードに現金のチャージができるとかそういうのがありますので、町でも対面的な仕事以上に電子的なそういった、例えばインターネットで申し込んだ場合はメールで今度、許可書か何か発行できるような、そういう制度に取り組んでほしいと思うんです。それで、単独ではこういった電子的なプログラムは単独では相当な初期投資がかかります。ですから、県南として、例えば利根町は稲敷地方の広域市町村組合ありますので、こういう中で牛久とか龍ヶ崎も巻き込んで、利根町が情報を発信して新しい政策を打ち出すように願っています。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を午後 1 時30分とします。

午前 1 1 時 4 5 分休憩

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3 番通告者， 4 番花嶋美清雄議員。

〔 4 番花嶋美清雄君登壇〕

○ 4 番（花嶋美清雄君） 皆さんこんにちは。3 番通告， 4 番花嶋美清雄です。足元の悪い中，傍聴に来てくださり，まことにありがとうございます。

今回の一般質問は四つの質問をいたします。それでは通告に従い，質問をします。

質問事項 1， 町の空き家対策について。（ 1 ）町長公約にあった空き家カフェの進捗状況をお伺いします。

残りは自席で行います。

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは，花嶋美清雄議員のご質問にお答えをいたします。

空き家カフェの進捗状況についてのご質問ですが，公約である空き家，空き店舗カフェを活用して，地域のコミュニティカフェを開設，支援につきましては，地域の交流の場としての活用や地元野菜の販売等ができれば，高齢者の方々にも外に出る機会をふやすことができるという思いから，これまで検討してまいりました。

しかし，空き家については用途制限などがあることや，空き店舗も所有者が町ではないことから，町が主体となった形態は課題が多くあり，適当でないことから，現在，公共施設を活用し，月 1 回，第 3 月曜に実施している野菜の直売会なども参加者がふえている状況でありますので，その状況を見ながら，出展者や参加者など町民の皆様のご意見を伺いながら，空き店舗を活用した地域のコミュニティカフェに開設支援に今後も検討してまいりたいと考えています。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○ 4 番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

町長の公約はたくさんあったんですけども，今，町長が言われた利根町新鮮野菜直売所，これ結構，大変好評で，この間もマルシェと合同でやってすごい反響があったと住民の人が喜んでいたんですよ。これ，月 1 回やられているんですけども，本当に各，なかなか役場に来られる人もなかなかいないということで，地域四つに分けて，公民館や，

例えばまた学習センターとかありますけれども、月1回役場なんですけれども、これを順繰り回して、身近にもっと来ていただくというお考えというのは町長、ありますか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 公民館については、公民館法でそういうことができなくなっています。なので今、5委員会とも相談しながら、その利用法、できる感じで持って、それが次第、持っていきたい、そういうふうに考えています。

ほかの施設については担当課長に答弁させます。

○議長（船川京子君） 大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それではお答えします。

ほかの施設でというお話かと思うんですけれども、役場の月1回、これはもうとにかく固定して、ずっとそこは月1回やりたいと。ほかの施設に関しては、農家さんが対応できるというようなことであれば、もうちょっとふやしてほかの施設でもやりたいと思っておりますので、もしそういうふうな運びになれば、やってみたいというふうに思っています。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君） わかりました。

それで、空き家カフェも含めてだんだん盛が上がって、町長、この間、冬まつりもかなり好評で、住民の方も結構喜んでいたと。職員の若手が中心となってやったって素晴らしいこともやられているので、ぜひともこの空き家カフェも、各地で空き家が大変多くなっているのです、進めていってもらいたいと思います。

次に（2）番に移ります。空き家を改築して町営住宅や職員住宅等への活用のお考えはあるか、お伺いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 空き家を改築して町営住宅、職員住宅への活用のお考えあるかとのご質問ですが、町が個人所有を空き家を借り上げて、町営住宅や職員住宅等にするために改築を行い、その上で町が貸し出すという質問と思われますが、現在、町は空き家バンク制度により空き家バンクを利用される方々に助成金制度を設けて、空き家の利用促進を図ってきております。

この助成制度の内容は、空き家バンクに登録していただける所有者や、空き家バンクを利用して町外からの転入者には空き家リフォーム工事費用の2分の1を上限30万円で助成しております。また、町外から転入する子育て世帯には、引っ越し費用や仲買手数料の一部として20万円の助成を行っております。

このように、町は所有者や借りる方々に助成制度を設け、空き家の登録・利用を行っていただいておりますので、ご質問のように町が個人所有の空き家に介入して、空き家を活用する考えはございませんので、今後も空き家・空き地バンク制度のさらなる周知を図り、

空き家等の活用促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○４番（花嶋美清雄君） 助成制度があるということで、それを活用していただければという話なので、そういうことも住民に周知していきますので、よろしくお願いします。

続きまして、（３）番の利用性のない空き家を更地に戻した場合に、固定資産税の優遇措置の考えはあるかという質問をします。これはなぜかと言うと、防犯上や火災ですか、人がいなくなってしまうと火災または樹木が生い茂って、非常に車の通りも悪くなったり通行に妨げがあるということで、そういうことをなくしてもらいたいなと思って質問をしました。よろしくお願いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 空き家を更地にした場合の固定資産税の優遇措置の考えはあるかという質問ですが、空き家を解体して更地にした場合、住宅用地の軽減措置特例が対象外となることから、そのかわりに固定資産税の優遇措置の考えがあるのかという質問と思われます。

確かに、空き家バンクに登録ができない状態の空き家で、維持管理が大変な場合に、解体に当たり町から補助的支援があれば解体する方もいると思われませんが、当町では、町税全体の安定的確保が厳しい状況であり、土地に対する固定資産税についても地下公示の下落により減収傾向にある中、町としてそのような事業を実施できる状況にはないので、固定資産税の優遇措置は考えておりませんが、実際に建物を取り壊した場合の固定資産税額のお話をさせていただきますと、建物を壊した場合には建物に対する課税がなくなりますので、住宅用地の軽減措置特例が対象外になっても、さほど高くなることはありませんし、建物の課税額によっては安くなる場合もございます。

また、将来的に空き家を利用しないのであれば、売却するという方法もあるかと思えます。仮に売却された場合は国の施策として譲渡所得の特例があり、一定の要件を満たす空き家については3,000万円の所得控除を受けることができる制度があり、税制面での優遇措置が受けられる空き家については、更地にするのではなく売却する方法も選択の一つであると考えます。

このように、税制面については相談していただければアドバイスはさせていただきたいと考えております。空き家等対策計画により、町民や所有者への周知など適切な管理の推進、空き家バンクなどによる活用促進、相談会などにより空き家の適正管理の推進に努めていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○４番（花嶋美清雄君） 角度を変えて、逆に解体費用の補助というようなことについては考えと違ってありますか。

○議長（船川京子君） 解体ですか。

○4番（花嶋美清雄君） 解体。

○議長（船川京子君） 通告外に当たる。答えられますかね。税務課長，答えられますか。
大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 解体費用の補助というお話ですけれども，考えはございません。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君） わかりました。ないということで，少しでも補助があったり優遇措置があれば，本当に空き家があって，空き家バンクもなかなか成立というのが，全部が全部成立するわけではないので，火災とか防犯予防，本当に樹木が大きくなって，そのままで，あと草も伸び放題で，団地の方も隣の樹木が伸びて困っているというお話を聞いたので，できればそういう補助もつけていただければと思います。

続きまして，大きい2番に移ります。町の子育て支援対策について。

（1）町の子育て支援対策はどのようにしているのかお伺いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 子育て支援対策はどのようにしているのかというご質問ですが，平成27年度から子ども・子育て支援制度が施行され，町の子育てに関する新たな計画として，利根町子ども・子育て支援事業計画を平成27年度から平成31年度までの5カ年計画として策定しており，この計画に基づき，地域における子育て支援サービスの充実を図っております。

また，この計画は平成31年度が最終年度に当たるため，次の第2期計画として，2020年度から2025年度の計画策定に向け，昨年11月に就学前児童や小学生の子を持つ保護者801世帯に対し，アンケート調査を行いました。このアンケート調査結果に基づき，子育て世帯の要望などを反映させ，財政負担や事業の実現性を見極めた上で第2期計画を策定し，今後も支援事業を推進してまいります。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君） それで，子ども・子育て支援事業計画と第1期計画で，新たに実現できた事業はあったのかお伺いします。

○議長（船川京子君） 岡野子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡野成子君） では，お答えいたします。

まず，子ども・子育て支援事業計画でございますが，この計画は子ども・子育て支援法第61条に基づき，5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と，この法律に基づく業務の円滑な実施に関し，町が定めることとなっております計画です。

特に，地域子ども・子育て支援事業としては，法第59条に13の事業が規定され，それら事業について見込量と確保策の計画を立てており，第1期計画は平成31年度で終了となり

ますので、現在、さらなる充実に向けて、第2期計画を来年度中に策定するための準備をしております。アンケート調査により保護者ニーズを把握し、利根町子ども・子育て支援会議の委員の皆様にご審議いただき、パブリックコメントを実施し、2020年度からの事業計画を策定してまいります。

第1期計画、平成27年度から平成31年度までの計画において、新たに実現できた事業はとのご質問でございますが、未整備であった二つの事業を新たに開始しており、着実に支援体制の充実を図っているところでございます。

新たに開始となりました事業、一つ目の事業は病児保育事業です。保護者の保育と就労との両立を支援するため、病気の回復期に至らない場合で、入院治療の必要はないが、集団保育や家庭での保育が困難な状況にあるお子さんを一時的にお預かりし、保育や看護を行う事業で、平成29年2月から事業の運営を委託し、開始しております。利用者の皆様からは、安心して仕事に行けます、助かりますなどのお声をいただいております。

二つ目の事業は、子育て短期支援事業、ショートステイの事業です。昨年末に施設との調整を終え、4施設と委託契約を完了いたしました。この事業は、保護者の疾病やその他の事由により、家庭において子供を養育することが一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設や乳児院等で一定期間、養育・保護するもので、急遽、養育困難により子供たちを預けなければならなくなったときの対応をいたします。「広報とね」3月号でお知らせしたところでございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君） わかりました。ありがとうございます。

病児保育も公正文教常任委員会で視察させてもらったとてもいい施設で、なかなか病気のお子さん、なってしまった場合、働く、預けるところも少ないと言われて、本当にいい環境が整ったと思います。ありがとうございます。

続きまして、（2）番のほういきます。町の子育て支援対策での人口増の施策はあるのかお伺いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 人口増の施策はあるのかとのご質問ですが、国では人口減少に歯どめをかけるなどの目的で、平成26年にまち・ひと・しごと創生法が制定され、これを受けて町では、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年度に策定しております。

この計画は人口減少対策に特化した計画となっており、この計画の基本目標1「とことん子育て応援利根プロジェクト」に位置づけた32の事業がございます。そこで、町の子育て支援対策での人口増の施策としては、この計画に位置づけた全ての事業でありますし、この全ての事業の効果などを検証し、必要に応じ見直しをしながら実施することにより、何とか歯どめをかけたいと考え、これまで取り組んでおります。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君） まち・ひと・しごと総合戦略の中で、「とことん子育て応援プロジェクト」というのがあります。その中で位置づけている子育て支援課の事業というのを伺います。

○議長（船川京子君） 岡野子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡野成子君） それでは、ご質問にお答えいたします。

利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標1に「とことん子育て応援“TONE”プロジェクト」に位置づけました32事業のうち、子育て支援課の事業として10事業がございます。

目標の名称にもございますように、子育てを応援していくための事業でございます。人口増の特効策とはならないかもしれませんが、保護者が子育てをしやすいと実感できるような環境を築いていくことと、保育サービスの充実を図ったり、経済的な支援をしたり、相談体制を整えたり、子供たちが地域で見守られながら健やかに成長することができるよう、子育て支援の事業を実施していき、子育て世帯の方々に当町の子育て環境を魅力あるものと感じていただければ人口の増加にもつながっていくと思っております。

子育て支援課での取り組みの10事業ですが、まずは子供の保育、居場所の拡充として3事業、放課後児童対策事業と病児保育事業、そして一時預かり事業を挙げております。

一つ目の放課後児童対策事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、授業終了後や長期休業日に適切や遊びや生活の場を与えるため、各小学校ごとに児童クラブを設置し、運営しております。

二つ目の病児保育事業は、先ほどもお話をさせていただいたとおりでございますが、保護者の保育と就労の両立を支援するために、平成29年2月から運営を委託し、開始しております。

三つ目の一時預かり事業は、家庭において一時的に保育を受けることができなくなった乳幼児を、昼間、保育所を初め認定こども園や事業所内保育所で一時的にお預かりする事業です。

次に、子育て世代が暮らしやすい環境づくりとして1事業の子育て情報発信事業を挙げております。子育て情報を容易に入手することができるように、子育て支援ガイドブックを作成し、配布をしております。平成31年度以降は掲載内容の修正を図り、自前で新しい情報としたものを年度ごとに作成してまいります。この情報はホームページにも掲載しており、左上の赤ちゃんを抱いたお母さんの絵の子育て支援のカテゴリーから調べやすいようにしております。

次に、子育て世代に対する経済的支援の充実として、4事業挙げております。利用者負担額にかかる経済的負担の軽減、子育て応援手当支給事業、すこやか保育応援事業、多子世帯利用者負担額軽減事業でございます。

一つ目の利用者負担額にかかる経済的負担の軽減としては、保育所、認定こども園等の

利用者負担額を国基準の6割程度に設定し、4割は町が負担しております。階層区分により生活保護世帯は無料、一人親世帯や在宅障害者・障害児のいる世帯、多子世帯への軽減措置が図られております。本年10月から消費税10%が導入された場合は、就学前3年間を基本とした無償化がなされ、3歳から5歳まで無料となり、0歳から2歳児については町民税非課税世帯について無料となる予定です。

二つ目、子育て応援手当支給事業につきましては、今回、条例改正を提案させていただいており、この事業を廃止し、多子世帯に対する支援にとどまらず、第1子から対象とする新たな支援事業へと見直しし、対象者の拡大を図っていきたいと考えております。

三つ目、すこやか保育応援事業につきましては、県事業の見直しにより廃止となりまして、新たに多子世帯保育料軽減事業と名称が変更されました。このことにより、次の多子世帯利用者負担額軽減事業に取り組んでおります。

四つ目の多子世帯利用者負担額軽減事業は、国の利用者負担額の算定において、基本として1号認定は3歳から小学校3年生までの間で、2号、3号認定は0歳から就学前の間で第2子は半額、第3子以降については無料とされますが、さらに年収360万以下の世帯ではこの年齢カウント制限が撤廃され、軽減される対象が拡大されております。そして、さらに3歳未満時において、県制度により年収を640万円まで引き上げ、対象者を拡大し、半額を町が負担しております。多子世帯における軽減は、年々拡大されている現状です。

次に、地域が一丸となって子供を守り、育む環境づくりとして、二つの事業を挙げております。

一つは地域子育て支援センター事業です。文間保育園に委託し、就園前のお子さんと保護者の方に触れ合いの場と相談の場の提供、そしておたよりを発行し、子育てに関する情報の発信を行っております。毎月「広報とね」やホームページにて行事等のおたよりをして、保健福祉センターでの健診時等にもご利用いただけますよう、お声かけをしております。

もう一つの事業は、児童虐待対応事業です。最近では、ことし1月の千葉県野田市の児童虐待による死亡事件に皆様心を痛められたと思います。利根町において、虐待による死亡事件は今のところはございませんが、過去をもって安心してはいられません。未然に防ぐための体制整備のため、町は虐待等対策地域協議会の調整機関に専門職を採用し、専門研修の受講によりスキルアップを図り、関連機関の連携の促進と役割分担の依頼・調整の強化に努めております。また、関連して、社会的擁護としての受け入れとして、里親の推進も進めていくことが課題ですので、今後も町民の皆様にご協力をお願いしたいと思っております。

これらの事業の充実を図り、安心して子育てができる環境を整えることで、人口の増加につながってほしいと期待しております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君）　ありがとうございます。

34のうち10事業が子育て支援課ということで、この10事業の中で町長は、町長としてはこれをもう少し次の事業でふくらませていきたいとか、これを、町長の考えを聞きたいんですけれども、これをもう少し拡充したいとかというものはありますか。

○議長（船川京子君）　佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君）　今、現在、見直している最中でありまして、いろいろな意見が出ておりますが、平成31年度までは今までのとおりで、つくりかえるときで、みんなで相談しているところでございます。

○議長（船川京子君）　花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君）　わかりました。

これ、本当に子育て支援課の中でも素晴らしい事業がたくさんあるので、これを元でも人口がなぜ減ってしまうのかというのも、違う問題もあると思うんですけれども、これをもっともっと進めていってもらいたいと思います。

続きまして（3）番、ランドセルの話なんですけれども、その後ということは、今回、平成31年度はランドセルが全員に配られるということで、平成32年度の話なんですけれども、平成32年度、そのランドセルの支給、どのように検討され、どのようになったかお伺いします。

○議長（船川京子君）　杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君）　それでは、花嶋議員のご質問にお答えいたします。

その後、ランドセルの支給はどのように検討され、どのようになったのかのご質問でございますが、この事業は平成27年度に町政60周年記念事業を迎える中で、子育て支援の一環として、児童生徒の健全育成の願いとし、保護者の方々に経済的な負担の軽減を図るために開始したものでございます。

しかし、平成29年度に過疎地域に指定され、その要件としては人口減少もありますが、財政力の弱さも要件の一つであるように、現在の財政状況は非常に、開始した当時よりさらに厳しい状況にありますし、今後、多額の費用がかかる新学習指導要領を踏まえたICT環境も整えていかなければならない状況にあります。このような町の財政状況の中で、このランドセル事業贈呈は各家庭において経済的支援が必要である世帯、また、そうでない世帯にかかわらず全ての子供に対して贈呈しているものでございます。

そこで、見直し案としまして、経済的支援として真に支援が必要な低所得者世帯の子供に対してのみ贈呈することとし、生活保護世帯及び準要保護世帯、つまり市町村民税所得割非課税世帯に対してのみ経済的支援としてランドセルを贈呈する事業に変更したものでございます。

なお、この事業費につきましては、今定例会に提出しました議案第26号　平成31年度利根町一般会計予算の教育費に計上させていただいております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君） そういう話ですか。本当にランドセルって約5万円ぐらいするんですけれども、高額で買うのが負担が大きいので、ぜひとも続けてもらいたいですけれども、例えば今言われた低所得者の方だと思うんですけれども、平成32年度の入学生は何人いて、何名ぐらいの予定の方だけ対象になるのかお伺いします。

○議長（船川京子君） 大越学校教育課長。

○学校教育課長（大越克典君） それでは、花嶋議員のご質問にお答えいたします。

こちら、平成32年度からではなく、平成31年度からの見直しとして提出させていただいております。一応、今のところ来年度の新入生の予定といたしましては、97名の入学予定でございます。ただ、この低所得者ということの該当にしますと、予算上は10名ぐらいかなということで予算のほうは計上させていただいております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君） 97名で10名、じゃあもう87名の方には届かないということになりますよね。

これ、60周年記念のときにももちろん始まったんですけれども、タイケン大学が来まして、888万円の地代でまかなうような話ではなかったんですけれども、そこで100名程度だと大体500万で割的には全然余裕的に余るんですけれども、急にやめるというのもなかなか難しいと思うんですけれども、今、保育園、低所得者ということは保育園に通っているお子さんというのは両親とも共働きの方が入っているんですね。その方にはもちろんいかないう、10名しかいないので、なかなか該当する人は少ないと思うんですけれども、もう少し考えられるということはないんでしょうかね。ご予算もあるのはもちろん当然わかるんですけれども、急にやめるというのは、どういうふうに町民の方にご説明して納得していただくのか、その方法というのか、どうしてもランドセルが届いたときの笑顔とか、すごい喜ぶ顔が浮かんできて、その子供たちが将来、利根町ってこんなことをしてもらった、ランドセルいただいたって必ず恩返しになると思うんですよね。そういうことを積み重ねなければ人口増というのも難しいと思うんです。もう少し教育長とか学校教育課で考えてもらえませんか。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 花嶋議員の質問にお答えしたいと思います。

おっしゃることは本当に十分わかります。ただ、私がお答えしましたように、非常に町の財政というのはだんだん、年々緊迫している状況でございます。その中で、教育のほうはお金をかけていかなければならないという状況が生まれております。本当に子供たちの笑顔を見て、本当にもらった方、本当に喜ばれると思うんですが、そのほかに多くの教育を受けている子供たちへの支援、これが今、求められているのではないかなというのを優先させていただきました。

○議長（船川京子君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 町のホームページ自体が英語版に切りかえるシステムにもなっております。この概要版につきましては、英語バージョンにだけになっております。

災害時マニュアルにつきましては、14カ国語を掲載している状況でございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君） わかりました。14カ国語あればどうにか対応できると思います。安心しました。

じゃあ、（2）番のほうの防災無線の話なんですけれども、これに加えて、（1）番と関連して、防災無線等で、もちろん日本語でお話されているんですけれども、英語圏なのか、14カ国流すのは結構大変だと思うのですが、この防災無線の活用の一環として外国語、外国人の方に聞いていただくという、そういうところはどういうような方法をとっているのか伺います。

○議長（船川京子君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） まず、通告ですと、新たな活用の考えはあるのかとうことで、いきなり今の質問でよろしいんですね。

利根町に外国人の方300人近くいると思うんですけれども、ばらばらでございまして、かなりいろいろな、今、14カ国と言いましたけれども、ほとんどのような国の方がおりますので、現在の、現時点では防災無線で外国語で放送することは現在、考えておりません。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君） これから少しずつホームページも載っているんで、ぜひとも英語の町、子育て・英語のまちって町長がおっしゃっているのであれば、英語の一つや二つ入れてもらって、防災だと聞き慣れない単語が出てしまうかもしれないので、普通の、冬、マルシェありますみたいなことでもいいんですけれども、英語でやっていったらいかがですか。そういうお考えはありますか。

○議長（船川京子君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 今、申し上げたように、かなり国の14カ国語という形で、人数が少しずつおりますので、特定、英語圏であれば英語圏の方は当然わかると思いますけれども、英語圏以外の方も利根町には多く住んでおりますので、今のところは日本語だけということで考えております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君） できれば英語のまち、子育てから、小さいお子さんから英語教育という、町長おっしゃっていますので、英語でも流してもらいたいと思います。

また、防災無線の新たな活用法ということで、冬、この間の新鮮野菜直売会とかマルシェですか、これの放送も行われたということで、前はそういう一般的なものというか、防災無線であるため、そういうような放送はなかなかできなかったんですけれども、いつか

らこういうふうにならざる放送ができるようになつたのか教えてもらいたいですけれども。

○議長（船川京子君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 利根町では防災行政無線の運用に關して、利根町防災行政用無線局運用細則というのを定めまして、その規定に基づいて緊急放送、定時放送、また臨時放送という形で放送しております。

これまでの放送内容を申し上げますと、町民運動会とか駅伝大会とかという大きなイベントのみを防災無線で放送しておりましたけれども、今年度から直売所の、野菜の直売所であつたり、今年度に限りましては野菜の直売所とマルシェを放送しております。

来年度以降につきましては、もう少し拡大の方向で、行政のイベント等を周知する方向で幾つか放送を考えているところでございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君） 直売所とマルシェの放送が聞かれて、あれ、いつ変わったのかなと思つた住民がいたので、そういう話をしたんですけれども、なかなか今までは、もちろん桜まつりとか、じゃあライオンズで行われている七福神めぐりとかそういうものは一切オーケーにならなかつたんですね。こういうことも住民に周知していただいて、こういう放送だったら今度いいよと、何もお知らせしていただいていないし、議会のほうにも説明はいただいていなかったんだと思うんですよね。そういうところはいつ決まって、のかなと住民の方がおっしゃっていたので、どうですかね。

○議長（船川京子君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） もともと今、申し上げました運用細則では、行政の普及に關することは流すことは流せるようにはなつております。ただ、これまで町のイベントのみです。これからは放送するのは町の主催のイベントのみと限らせていただいております。拡大する方向でこのたび検討しまして、来年度以降ではふやす予定ではおります。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君） じゃあ、逆に来年度はふやすという、例えばどういうものだったらいいか、町で後援とか協賛とかしている事業だったらよろしいですか。

○議長（船川京子君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 町主催のイベント等に限らせていただいております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君） では、できれば主催も含めて、町の活性化の一つとして、後援をいただいたそういう協会とか、そういうお祭りとか、協賛になられたのも含めて検討していつてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして4番、町のインフルエンザ感染症対策についてお伺ひします。

（1）番、乳児・幼児・小中学生への対策方法はどのようにしているのかお伺ひします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町のインフルエンザ感染症対策についての質問でございますが、小中学校での対策については、教育長より答弁させます。

町では乳幼児の感染症対策としては、インフルエンザも含め、各種予防接種事業を行っております。まず、インフルエンザ任意予防接種については1歳以上中学生までを対象として実施し、接種費用に対する助成を行っております。実施期間は集団発生が起こりやすい時期を考慮し、毎年10月1日から翌年1月31日までとしております。また、インフルエンザ以外の任意予防接種としては、おたふく風邪、ロタウイルスを実施しまして、接種費用に対する助成を行っております。そのほか、予防接種法に基づき、B型肝炎、BCG、日本脳炎、麻疹・風疹混合など、10種類の定期予防接種を行っております。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 学校でのインフルエンザ感染症対策について答弁させていただきます。

インフルエンザ対策としては、感染の拡大を防止するため、学校閉鎖を実施しております。これは学校が学校医と相談して、在籍児童生徒の20%の欠席という基準があり、学校長の判断のもと、学級閉鎖の期間を設定し、実施しております。

インフルエンザに対する各学校における予防対策としましては、手洗い、うがいの徹底を基本とし、咳やくしゃみが出るときはマスクの着用を促すなど、児童や生徒への呼びかけを学校全体で行っております。

また、各教室や手洗い後など、手指のアルコール消毒を促し、空気が乾燥する冬場などは加湿器の設置や休み時間には窓を開けるなど、環境を進めております。

続いて、インフルエンザ感染児童生徒がふえてきたときの対応についてでございますが、朝の会における健康観察、それを強化し、風邪気味の児童生徒へマスクの着用を勧めたり、また風邪気味の児童生徒には給食当番等の交代をするよう指導しております。

今後もインフルエンザ等の感染症が収束するまで、児童生徒の様子を見ながら、発症前後の迅速な学校対応を進めるとともに、学校と学校医及び教育委員会で情報を共有して、感染拡大防止のための対策を進めてまいりたいと思います。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君） 本当にインフルエンザは、というか感染症、A型二つありまして、今、B型だんだん収束なんですけれども、役場内もインフルエンザにかかっている方がおられるので、十分注意してもらいたいと思うんですけれども、それでは、教育長に、学校で今回、学級閉鎖どんな状況だったのかわかる範囲でいいですが、お知らせください。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 今までの学校での状況ですが、1月15日布川小学校6年1組、1月23日布川小学校3年1組、利根中学校2年2組、1月24日利根中学校2年3組、2月

12日利根中学校1年1組，2月13日布川小学校4年1組ということで，教育委員会のほうに連絡があって，学級閉鎖をさせていただきました。文小学校と文間小学校は連絡がなかったということは，学級閉鎖しなかったということかなと思います。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君） 結構多い方がインフルエンザになっているということで，十分注意して指導していただきたいと思います。これが逆に先生から移されたのか，感染経路はわかりませんが，保護者もいますけれども，十分みんなで気をつけていってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

次，（2）番のほう移ります。高齢者，外国人を含む国連ということで，60歳以上への対策方法はどのようにしているのかお伺いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 感染症対策としては，まず手洗い，うがいの徹底を基本とし，咳やくしゃみが出るときはマスクの着用を促すなどがございます。

保健福祉センターで実施している高齢者への予防接種の年齢要件ですが，予防接種法で定められている対象年齢により65歳以上としております。ただし，60歳以上65歳未満でも特定の疾病により自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方や，日常生活がほとんど不可能な程度の障害をお持ちの方は接種の対象者となります。

高齢者を対象とした定期予防接種には，インフルエンザと高齢者肺炎球菌の2種類がありまして，インフルエンザにつきましては，実施期間は小児と同じく毎年10月1日から翌年1月31日までとしております。助成回数は1回で，接種費用の一部として2,000円を助成しております。

また，高齢者肺炎球菌につきましては，年度内に65歳から100歳までの5歳刻みの年齢になる方を対象としています。実施期間は年間を通じて実施しており，助成回数は一生に1回のみで，接種費用の一部として3,500円を助成しております。

次に，外国の方への対策でございますが，外国人登録がある方は予防接種を受けることができます。ただし，外国語版の問診票や説明書につきましては，高齢者を対象としたものは国から提示されておりませんが，お子さんを対象としたもので英語，韓国語，中国語，タガログ語など14カ国語の問診票と5カ国語の説明書が公益財団法人予防接種リサーチセンターのホームページからダウンロードできますので，こちらを参考に対応していただきたいと思います。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○4番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

もう高齢者になりますと，一つの風邪で本当に重症になりますので，気をつけていただきたいと思います。もちろん肺炎にかかったら本当に致命傷になってしまうので，ぜひとも健康福祉センター，所長のほうも皆々にお知らせしていただいて，徹底していただきたい

いと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員の質問が終わりました。

○議長（船川京子君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

あす３月５日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後２時２７分散会